

実績評価書(案)

資料1-1

(厚生労働省28(I-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標 I-1-1)</p>																																																			
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下の項目を柱に実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画に基づく医療連携体制を構築すること ・救急医療体制を整備すること ・周産期医療体制を確保すること ・小児医療体制を整備すること ・災害医療体制を整備すること ・へき地保健医療対策を推進すること ・病院への立入検査の徹底 ・在宅医療・介護を推進すること 																																																			
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>○ 医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める。 ※ 都道府県は、五疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)五事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))及び在宅医療ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。 ・都道府県等は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされている。 ○ 消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされている。 ○ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っている。</p>																																																			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度要求額</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>31,476,904</td> <td>83,802,053</td> <td>81,249,834</td> <td>92,865,793</td> <td>100,082,647</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>10,130,270</td> <td>24,103,207</td> <td>2,920,259</td> <td>27,978,746</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>83,442,951</td> <td>-12,177,473</td> <td>21,982,657</td> <td>-21,246,172</td> <td>24,025,000</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>125,050,125</td> <td>95,727,787</td> <td>106,152,750</td> <td>99,598,367</td> <td>124,107,647</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>122,557,418</td> <td>91,833,590</td> <td>101,071,407</td> <td>95,768,961</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>98.0%</td> <td>95.9%</td> <td>95.2%</td> <td>96.2%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	31,476,904	83,802,053	81,249,834	92,865,793	100,082,647	補正予算(b)	10,130,270	24,103,207	2,920,259	27,978,746		繰越し等(c)	83,442,951	-12,177,473	21,982,657	-21,246,172	24,025,000	合計(a+b+c)	125,050,125	95,727,787	106,152,750	99,598,367	124,107,647	執行額(千円、d)	122,557,418	91,833,590	101,071,407	95,768,961			執行率(%、d/(a+b+c))	98.0%	95.9%	95.2%	96.2%							
区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額																																														
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	31,476,904	83,802,053	81,249,834	92,865,793	100,082,647																																														
	補正予算(b)	10,130,270	24,103,207	2,920,259	27,978,746																																															
	繰越し等(c)	83,442,951	-12,177,473	21,982,657	-21,246,172	24,025,000																																														
	合計(a+b+c)	125,050,125	95,727,787	106,152,750	99,598,367	124,107,647																																														
執行額(千円、d)	122,557,418	91,833,590	101,071,407	95,768,961																																																
執行率(%、d/(a+b+c))	98.0%	95.9%	95.2%	96.2%																																																
<p>関連税制</p>																																																				
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>																																																	
<p>測定指標</p>	<p>指標1 心肺停止者の一ヶ月後の生存率 (上段)・社会復帰率(下段)</p>	<p>指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>・救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受入れ、早期に治療を行うことで、救命率の向上や後遺症の軽減等を図ることは重要な課題であることから、心肺停止者の一ヶ月後の生存率と社会復帰率を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。</p> <p>・「救急救助の現況」(消防庁) URL http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_3.html</p>																																																		
<p>年度ごとの目標値</p>		<table border="1"> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> <th>目標値</th> <th>主要な指標</th> <th>達成</th> </tr> <tr> <td>- 年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>毎年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>11.5%</td> <td>11.9%</td> <td>12.2%</td> <td>13.0%</td> <td>8.6%</td> <td>集中中</td> <td>前年度以上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.2%</td> <td>7.9%</td> <td>7.8%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度			-	11.5%	11.9%	12.2%	13.0%	8.6%	集中中	前年度以上	○		7.2%	7.9%	7.8%						<table border="1"> <tr> <td>11.4%以上</td> <td>11.5%以上</td> <td>11.9%以上</td> <td>12.2%以上</td> <td>13.0%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.2%以上</td> <td>7.2%以上</td> <td>7.9%以上</td> <td>7.8%以上</td> <td>8.6%以上</td> <td></td> </tr> </table>	11.4%以上	11.5%以上	11.9%以上	12.2%以上	13.0%以上		7.2%以上	7.2%以上	7.9%以上	7.8%以上	8.6%以上		
基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成																																												
- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度																																														
-	11.5%	11.9%	12.2%	13.0%	8.6%	集中中	前年度以上	○																																												
	7.2%	7.9%	7.8%																																																	
11.4%以上	11.5%以上	11.9%以上	12.2%以上	13.0%以上																																																
7.2%以上	7.2%以上	7.9%以上	7.8%以上	8.6%以上																																																
<p>年度ごとの目標値</p>		<p>指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>・周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体、胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療であり、周産期における救命率を向上させることが重要な課題であることから、その死亡率を前年度と比較して低下させることを目標とした。</p>																																																		
<p>年度ごとの目標値</p>		<table border="1"> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> <th>目標値</th> <th>主要な指標</th> <th>達成</th> </tr> <tr> <td>- 年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>毎年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>4.0</td> <td>3.7</td> <td>3.7</td> <td>3.7</td> <td>3.7</td> <td>集中中</td> <td>前年度以下</td> <td>○</td> </tr> </table>	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度			-	4.0	3.7	3.7	3.7	3.7	集中中	前年度以下	○	<table border="1"> <tr> <td>4.1以下</td> <td>4.0以下</td> <td>3.7以下</td> <td>3.7以下</td> <td>3.7以下</td> <td></td> </tr> </table>	4.1以下	4.0以下	3.7以下	3.7以下	3.7以下																	
基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成																																												
- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度																																														
-	4.0	3.7	3.7	3.7	3.7	集中中	前年度以下	○																																												
4.1以下	4.0以下	3.7以下	3.7以下	3.7以下																																																

指標3 幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	・小児医療については、他の先進国と比べ、乳児死亡率は低いものの、1～4歳児死亡率は高くなっており、幼児の死亡率を低下させることは喫緊の課題であるため、1～4歳児の死亡率を測定し、その数値を前年度と比較して低下させることを目標とした。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○	○	
-	20.9	18.6	19.3	19.4	集計中	前年度以下				
年度ごとの目標値	22.1以下					20.9以下	18.6以下	19.3以下	19.4以下	
指標4 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	・災害時に適切に医療を提供する観点から、災害時医療の拠点として特に重要な災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を図ることは重要な課題であるため、病院の耐震改修状況を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 ・「病院の耐震改修状況調査の結果について」 URL： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078919.html									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○	○	
-	73%	78.8%	82.2%	84.8%	87.6%	前年度以上				
年度ごとの目標値	73%以上					78.8%以上	82.2%以上	84.8%以上		
指標5 無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	・無医地区は年々減少傾向にあるものの、平成26年10月末時点で未だ637地区が存在し、近隣の医療機関での受診が容易に出来ない地区が数多く見受けられる。「社会保障・税の一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、「どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す」とされていることから、無医地区等における医療活動の回数を測定し、その数値を前年度と比較して向上させ医療提供体制の強化を図ることを目標とした。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○	○	
-	25,545	21,746	22,026	22,888	25,119	前年度以上				
年度ごとの目標値	23,408以上					25,545以上	21,746以上	22,026以上	22,888以上	
指標6 病院の立入検査における検査項目に対する遵守率	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	・各都道府県等による医療法第25条に基づく立入検査の実施状況、立入検査項目の遵守状況等を効率的に把握し、遵守状況が低い項目を精査した上で、各都道府県等に対して情報提供し周知徹底等を行うことより、遵守率が低い項目を改善でき、医療の安全・質の向上につながることから指標として選定し、当該数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		-	
-	98.5%	98.5%	98.6%	29年度集計予定	30年度集計予定	前年度以上				
年度ごとの目標値	98.4%以上					98.5%以上	98.5%以上	前年度以上	前年度以上	
指標7 年齢調整死亡率 男性:上段・女性:下段 (人口千対)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	・良質かつ適切な医療の提供が行われることは、国民の健康につながる。年齢調整死亡率が低下することは、十分に医療が提供されている一つの目安になると考えられるため指標として選定し、その数値を前年度と比較して低下させることを目標とした。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	- 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○	○	
-	5.2 2.7	5.1 2.7	5.0 2.6	4.9 2.5	集計中	前年度以下				
年度ごとの目標値	5.5以下 2.9以下					5.2以下 2.7以下	5.1以下 2.7以下	5.0以下 2.6以下	4.9以下 2.5以下	

指標8 在宅医療を担う医療機関数 【AP改革項目関連：社会保 障分野①⑧⑩】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	・在宅医療を担う医療機関が増加することが在宅医療・介護の充実につながることから、当該数値を前回調査と比較して向上させることを目標とした。 ・「医療施設（静態）調査」 URL： http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1a.html									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	次回調査年度 (29年度)	○	-	
23,289	-	-	23,289	-	-	前回調査 以上				
年度ごとの目標値	/		前回調査 (22,357)以上	/						
指標9 かかりつけ医がいると考える 国民の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	・医療連携体制の構築には、地域のかかりつけ医が、患者の状態や価値観も踏まえ、適切な医療を円滑に受けられるようサポートすることが重要であることから、かかりつけ医の普及状況を測るため指標として選定し、その数値を前回調査と比較して向上させることを目標とした。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	次回調査年度 (28年度)		-	
53.70%	-	-	53.7%	-	-	前回調査 以上				
年度ごとの目標値	/		-	/						

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由)施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ適切に実施されていると考えられ、全体として目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価)
(効率性の評価)		<p>【指標1】 執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、目標値を概ね達成しており、本施策は効率的に機能している。</p> <p>【指標2～3】 執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、概ね前年度の実績値と同水準で推移していることから、本施策は効率性に機能していると考えられる。</p> <p>【指標4】 執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、目標値を達成しており、本施策は効率的に機能している。</p> <p>【指標5】 執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、目標値を概ね達成しており、本施策は効率的に機能している。</p> <p>【指標6】 執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、目標値を概ね達成しており、本施策は効率的に機能している。</p> <p>【指標7】 執行額は毎年度ほぼ同額でありながら、目標値を概ね達成しており、本施策は効率的に機能している。</p> <p>【指標8】 研修事業の参加者数の増加や事業の見直し等により、執行額の増加がみられるが、予算の範囲内で目標値を概ね達成しており、本施策は効率的に機能している。</p> <p>【指標9】 有効回答率の向上や、調査結果の分析等に努めながら、予算の範囲内での執行であり、本施策は効率的に機能していると考えられる。</p>
(現状分析)		<p>【指標1】 救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れる体制等の充実を図ることは重要な課題である。心肺停止者の一ヶ月後の生存率及び社会復帰率は年々向上しているものの、更なる向上を図るため、引き続き、救急医療体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>【指標2～3】 本施策は都道府県が策定する医療計画に基づき、地域の医療提供体制を整備する事業となっていることから、各種国庫補助等による都道府県の取組を支援し、効率的な施策目標の達成に努める必要がある。</p> <p>【指標4】 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は年々向上しているものの、更なる向上を図るため、引き続き、災害医療体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>【指標5】 無医地区等への医療活動回数は増加してはいるものの、依然十分な診療体制にない地域も存在することから、引き続き支援を実施していく必要がある。</p> <p>【指標6】 全体としての遵守率は目標を達成しているが、個々の検査項目を見た場合に、遵守率が低い項目も存在していることから、今後、個々の検査項目の遵守状況に着目する必要があると考えられる。</p> <p>【指標7】 今後のさらなる高齢化の進展を見据え、引き続き質が高く効率的な医療提供体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>【指標8】 在宅医療を担う医療機関数は増加傾向であるものの、全医療機関数の2割程度であるため、引き続き、在宅医療提供体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>【指標9】 地域の中で良質かつ適切な医療を提供できる体制を整備していくために、今後もかかりつけ医の普及・促進を継続していく必要がある。</p>

	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて) 良質かつ適切な医療提供体制の整備について、総合的な施策を講じる上で重要であることから、今後も引き続き施策を講じていくことが必要である。 しかし、以下の指標については、見直しが必要であると考えられるため、今後適切に対応する。</p> <p>【指標6】 病院への立入検査は、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的に実施するものであり、医療安全の確保を図る上で、重要な役割を果たすものである。全体としての遵守率は100%に近い実績値となっているが、個々の検査項目を見た場合に、遵守率が低い項目も一部存在しており、今後は、遵守率が低調な項目に着目するなど、測定指標の見直しを検討する。</p> <p>【指標9】 有識者会議で指標のあり方について指摘を受けており、検討した結果、今後は指標としないこととした。</p> <p>(予算要求について)</p> <p>(税制改正要望について)</p> <p>(機構・定員について)</p>
--	---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
------------------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ・「救急救助の現況」(消防庁) URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_3.html ・病院の耐震改修状況調査の結果 URL: http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000158180.pdf
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>医政局総務課 医政局地域医療計画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中村 博治 佐々木 健</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	------------------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------